

宝塚市告示第 77 号

市道路線の区域の変更及び供用の開始

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条の規定に基づき、道路の区域を変更し、供用を開始する。

その関係図面は、宝塚市都市安全部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和 7 年（2025 年）4 月 21 日

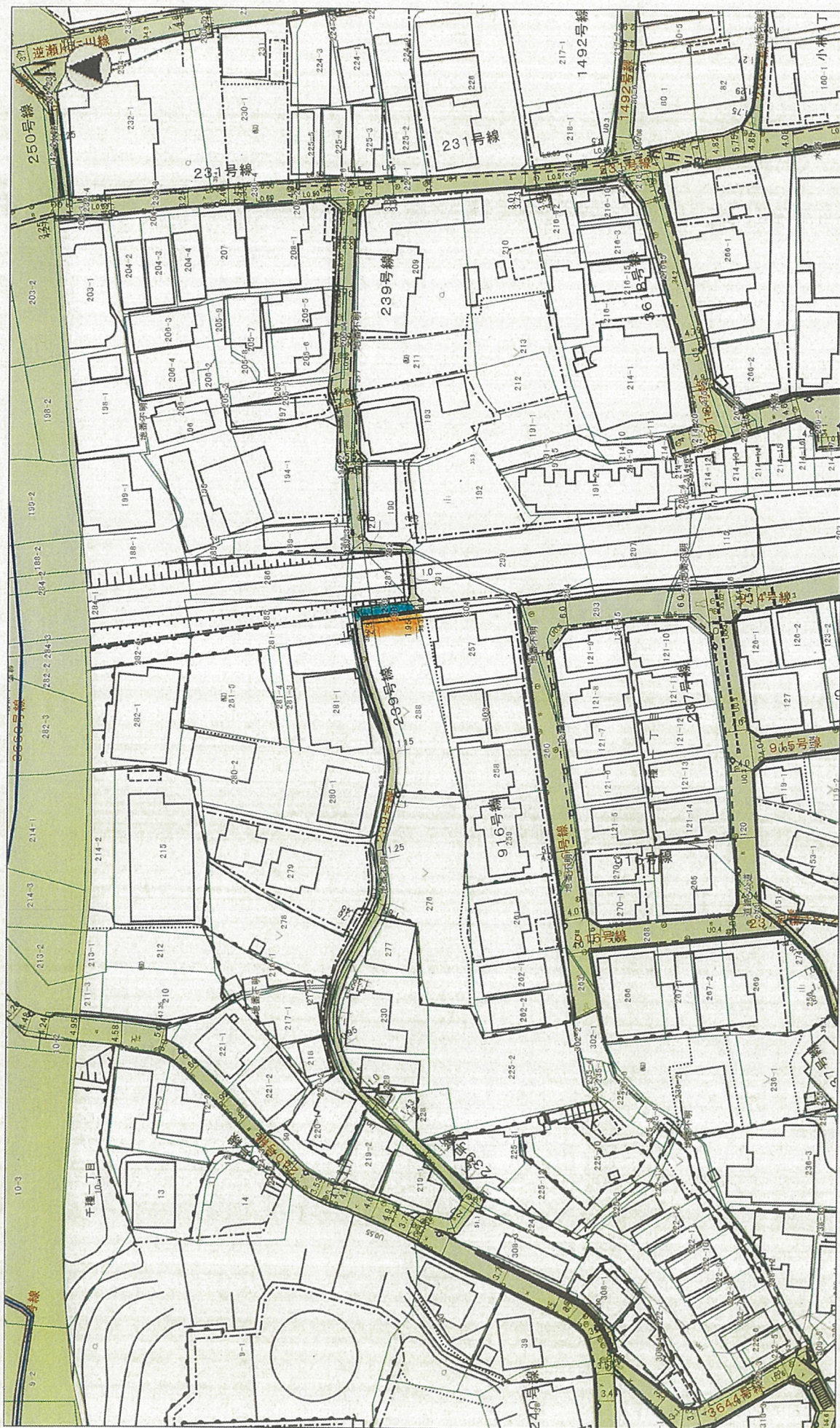
宝塚市長 森 臨太郎

供用開始日 令和 7 年（2025 年）4 月 21 日

縦覧期間 令和 7 年（2025 年）4 月 21 日から
令和 7 年（2025 年）5 月 5 日まで

告示文書に係る図面については、市役所休業日を除く、平日の午前 9 時から午後 5 時 30 分まで、道路管理課（市役所 3 階）で縦覧します。

平面图



縮尺 1 : 1000

10 5 0 10 20

凡例

道路区域
停止範囲

道路区域
追加範囲

市道239号用地平面図

S=1:65 (A3) 阪

(36. 65)

-18-

1

:道路区域廢止範圍

:道路区域繼續範圍因

道路区域追加範圍

